



作成日 2010/07/14
改訂日 2018/04/01

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 RAコートグリーン(GHS)
製品コード CE-F02-1348
供給者の会社名称 宇部興産建材株式会社
住所 東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
電話番号 03-5419-6206
FAX番号 03-5419-6265

2. 危険有害性の要約 GHS分類

分類基準に該当しない

GHSラベル要素

注意書き 予防策

眼、皮膚、衣類に付けないこと。(P262)
保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)

対応

眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338)

保管

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)

廃棄

取り扱った後、手を洗うこと。
容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)
内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
エチレングリコール	<1.0%	HOCH ₂ CH ₂ OH	(2)-230	公表	107-21-1
鉱油	<1.0%	不明			非公開
酸化チタン(IV)	<1.0%	TiO ₂	(1)-558	公表	13463-67-7
フタロシアニンブルー	<1.0%	不明	(5)-3299,(5)-3300,(5)-5216	既存	147-14-8
C.I.ピグメントイエロー42	<5.0%	不明			51274-00-1
その他	85~95%	不明			

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) 鉱油(法令指定番号:168) 酸化チタン(IV)(法令指定番号:191) 銅及びその化合物(法令指定番号:379)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
気分が悪い時は、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合
 多量の水と石鹼で洗うこと。
 付着物を清浄な乾いた布で素早く拭き取る。
 溶剤、シンナーを使用してはならない。
 外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、
 気分が悪いときには医師の診断を受ける。

眼に入った場合
 水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレン
 ズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。そ
 の後も洗浄を続けること。
 眼の中すべてに水が行き届くように洗浄する。
 眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを
 受けること。

飲み込んだ場合
 嘔吐物を飲み込ませてはならない。
 医師の指示のない場合は、吐かせてはならない。
 負傷者を安静にし直ちに医師の診察を受ける。
 救助者はゴム手袋と密閉ゴーグルなどの保護具を
 着用する。
 適切な換気を確保する。

応急措置をする者の保護

5. 火災時の措置

消火剤
 特有の消火方法
 この製品自体は、燃焼しない。
 周辺火災に対応して、消火活動を行なう事。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、
 保護具及び緊急時措置
 作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エ
 プロン、ゴーグル等)を着用する。
 周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけ
 ないようにして二次災害を防止する。

環境に対する注意事項
 河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように
 注意する。

封じ込め及び浄化の方法
 及び機材
 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置
 する事。
 漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に
 移す。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い
 技術的対策
 安全取扱注意事項
 情報なし

保管
 安全な保管条件
 屋外又は換気の良い区域でのみ使用すること。
 換気の良い場所で保管すること。
 容器を密閉して保管すること。
 日光から遮断すること。
 最初の容器内でのみ保管すること。

安全な容器包装材

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
エチレングリコール	未設定	未設定	STEL C 100mg/m ³ (H)
二酸化チタン	未設定	(第2種粉塵)吸入性粉 塵: 1mg/m ³ 、総粉塵: 4mg/m ³	TWA: 10mg/m ³

保護具
 呼吸器の保護具
 呼吸器保護具を着用すること。
 手の保護具
 保護手袋を着用すること。
 眼の保護具
 保護眼鏡/顔面保護具を着用する。
 皮膚及び身体の保
 護具
 適切な保護衣を着用すること。

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態	液体
	形状	液体
	色	緑色
臭い		わずかな臭気
臭いのしきい(閾)値		データなし
pH		7.0 ~ 9.0
融点・凝固点		データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲		データなし
引火点		データなし
蒸発速度		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限	データなし
	上限	データなし
蒸気圧		データなし
蒸気密度		データなし
比重(密度)		1.1-1.4g/cm ³
溶解度		水に可溶
n-オクタノール／水分配係数		データなし
自然発火温度		データなし
分解温度		データなし
粘度(粘性率)		データなし
動粘性率		データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	安定である。
危険有害反応可能性	データなし
避けるべき条件	データなし
危険有害な分解生成物	データなし

11. 有害性情報

エチレングリコールとして

急性毒性(経口)	ラットLD50 4,000-10,200 mg/kg
急性毒性(経皮)	ラットLD50 10,600 mg/kg
皮膚腐食性及び皮膚刺激性	ウサギ、モルモット:mild irritation
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	ウサギの眼で永久傷害を伴わない結膜への刺激が報告されている。
生殖細胞変異原性	ラット優性致死試験:陰性 体細胞in vivo変異原性試験(染色体異常試験/小核試験):陰性
発がん性	ACGIH(2001):A4
生殖毒性	マウスの連続交配試験、ラットの催奇形性試験において、母毒性のない用量で児動物への影響(奇形、骨化遅延、未骨化)が認められている。
特定標的臓器毒性(単回ばく露)	ヒトで中枢神経系、腎臓、心臓、呼吸器への影響が報告されている。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)	ヒトで意識消失、眼球振とう、軽い頭痛と腰痛、上気道の刺激が報告され、実験動物で肺及び心臓に炎症性の変化が報告されている。

二酸化チタンとして

急性毒性(経口)	ラットLD50: > 20000mg/kg
急性毒性(経皮)	ウサギLD50: > 10000mg/kg

急性毒性(吸入:粉じん、
ミスト)
皮膚腐食性及び皮膚刺激性
眼に対する重篤な損傷性
又は眼刺激性
呼吸器感受性
皮膚感受性
生殖細胞変異原性

ラットLC50:>6.82mg/L/4h

ウサギ:slightly irritating

ウサギ:mild

皮膚感受性:ヒトのパッチテストで陰性
皮膚感受性:ヒトのパッチテストで陰性
マウスin vivo小核試験:陰性
マウス染色体異常試験:陰性
IARC:グループ3、ACGIH:A4
ヒュームは気道を刺激する

発がん性
特定標的臓器毒性(単回
ばく露)
特定標的臓器毒性(反復
ばく露)

職業暴露で塵肺症の報告がある

12. 環境影響情報

エチレングリコールとして

水生環境有害性(急性)
水生環境有害性(長期)

魚類(ニジマス)96H-LC50:47 mg/L
急速分解性(BODによる分解度:90%)
生物蓄積性は低いと推定。

ピグメントブルー15:3として

水生環境有害性(急性)
残留性・分解性
生体蓄積性

魚類LC50:>100mg/L
(分解性)難分解性
低濃縮性

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。
容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報
Marine Pollutant
Transport in bulk
according to
MARPOL
73/78,Annex II ,and

該当しない
Not applicable
Not applicable

国内規制

航空規制情報
陸上規制
海上規制情報
海洋汚染物質
MARPOL 73/78 附
属書II 及びIBC コー
ドによるばら積み輸
送される液体物質
航空規制情報

該当しない
該当しない
該当しない
非該当
非該当
該当しない

15. 適用法令

化審法

優先評価化学物質(法第2条第5項)

労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
消防法	非危険物
大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法	有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Y類同等の物質)(環境省告示第148号第2号)
外国為替及び外国貿易法	輸出貿易管理令別表第1の16の項
特定有害廃棄物輸出入規制法(パーゼル法)	廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)
水道法	有害物質(法第4条第2項)、水質基準(平15省令101号)
下水道法	水質基準物質(法第12条の2第2項、施行令第9条の4)
じん肺法	法第2条、施行規則第2条別表粉じん作業
16. その他の情報 記載内容の取扱い	記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基づいて作成しておりますが、記載データや評価に関しては、いかなる保証もなすものではありません。また、注意事項は通常の手配を対象としたものですので、特別な手配をする場合には新たに用途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い願います。